

見本 届

令和 年 月 日届出

神奈川県座間市長 殿

届出をする年月日をご記入ください。

大正、昭和、平成のいずれかに○をしてください。外国籍の方は西暦で記入し、西暦に○をしてください。

父母の氏名は生存状況にかかわらず、実父母の氏名をご記入ください。養父母がいる場合は、養父母欄に氏名をご記入ください。外国籍の場合は婚姻状況にかかわらず、省略しないで全ての氏名をご記入ください。

裁判所が関与しない離婚は、「協議離婚」となります。協議離婚は証人が2人必要です。

未成年の子について、親権を行う子の氏名を全員分ご記入ください。

国勢調査の年のみご記入ください。

必ず本人が自署してください。

午前8時30分から午後5時15分までの間に連絡の取れる電話番号をご記入ください。

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

夫 座間 次郎	妻 座間 幸子
生年月日 大正・昭和・平成 元年 1 月 1 日	大正・昭和・平成 元年 2 月 1 日
住所 (住民登録をしているところ)	・現在住民登録している住所をお書きください。 ・同時に転入、転居する場合、新しい住所をお書きください。 ・休日・夜間に届出する場合、住民異動が出来ないので前住所をお書きください。 ※この届書に新しい住所を記入しても住民異動は完了しません。別途住民異動届を提出してください。
筆頭者の氏名 座間 次郎	筆頭者の氏名 座間 幸子
父 座間 太郎	母 座間 あき子
妻の父 東原 一	妻の母 東原 恵子
続柄 長男	続柄 次女
養父 座間 太郎	養母 座間 あき子
養父 緑ヶ丘 一郎	養母 緑ヶ丘 徹子
続柄 養子	続柄 養女
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判
離婚の年月日	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
未成年の子の氏名	<input type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
同居の期間	神奈川県座間市東原一丁目1番地 (よみかた) みどりがおか さちこ
別居する前の住所	筆頭者の氏名 緑ヶ丘 幸子
別居する前の世帯のおもな世帯主	夫が親権を行う子 座間 ひまわり
夫婦の職業	妻が親権を行う子
夫の職業	
妻の職業	
届出人署名 (※押印は任意)	夫 座間 次郎 妻 座間 幸子

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。届書は、1通でしつかえありません。この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍全部事項証明書（または戸籍謄本）が必要ですから、あらかじめ用意してください。そのほか

証人には成年者2名（親族でも可）が必要です。それぞれ証人になる人が自署してください。証人は夫婦であっても氏は省略しないでください。なお、協議離婚で証人欄が未記入の場合は受理できませんのでご注意ください。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意)	田中 太郎 印	鈴木 幸子 印
生年月日	大正・昭和・平成・西暦 4 5 年 1 1 月 1 7 日	大正・昭和・平成・西暦 4 6 年 2 月 2 8 日
住所	東京都立川市富士見町 7丁目8番9号	神奈川県座間市東原6丁目5番 7号 東原マンション101号
本籍	東京都立川市富士見町 七丁目8 番地番	神奈川県座間市東原 六丁目5 番地番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

離婚後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、この欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届書に「協議離婚」と記載してください)。

離婚後も婚姻中の氏を引き続き称する場合、この欄を空欄にしてください。その場合、同時に別の届出(離婚の際に称していた氏を称する届)が必要となります。それ以外の場合は、婚姻の際に氏が変わった方が元の氏に戻りますのでこの欄にチェックをつけ、本籍をご記入ください。

この届出では住所は変わりません。住所変更がある方は別の手続きが必要です。印を押す場合は、各自別々の印を押ししてください。

【持参するもの】

- ・戸籍全部事項証明書(非本籍地で届出する場合)
- ・顔写真付きの身分証(運転免許証、旅券、個人番号カード等)
- ・国民健康保険証(加入者のみ、住所地で届出する場合)
- ・国民年金手帳(加入者のみ、住所地で届出する場合)
- ・個人番号カード、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ、住所地で届出する場合)

【ご案内】

- 離婚届だけでは子の戸籍に変動はありません。子の戸籍を変更したい場合には、家庭裁判所の許可等が必要となる場合がありますので、戸籍係へご相談ください。
- 離婚にともなう子に関する相談については、離婚前相談を子ども育成課(Tel:046-252-7201)で実施していますので、ご利用ください。

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問合せください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>